

令和 4 年 9 月 1 日
新潟県人権施策推進懇談会

新潟県人権教育・啓発推進基本指針 実施状況報告（概要版）

新潟県福祉保健部福祉保健総務課

▶目次

1 人権を巡る最近の状況

- ・ (1) 人権侵犯事件の状況 (令和3年)
- ・ (2) 人権に関する法制度等の整備
- ・ (3) 人権に関する意識 (平成30年度県民アンケート調査より)

2 本県の人権教育・啓発の取組

- ・ (1) 新潟県総合計画
- ・ (2) 新潟県人権教育・啓発推進基本指針
- ・ (3) 推進体制

3 令和3年度取組実績と令和4年度取組計画

4 令和4年度の重点項目

1 人権を巡る最近の状況（1）

（1）人権侵犯事件の状況（令和3年）

○ 新規救済手続開始件数

全 国 8,581件（令和2年 9,589件 対前年比 ▲10.5%）

新潟県 31件（令和2年 74件 対前年比 ▲58.1%）

【新規救済手続開始件数からみた特徴】

① インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件

1,736件（令和2年 1,693件 対前年比 2.5%）

② 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵犯事件数

232件（令和2年 175件 対前年比 32.6%）

（法務省資料より）

1 人権を巡る最近の状況（2）

（2）人権にかかわる法制度等の整備

【最近施行された主な人権に関する法律等】

- 障害者差別解消法（平成28年4月）
- ヘイトスピーチ解消法（平成28年6月）
- 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月）
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正（令和3年2月）
- 新潟県犯罪被害者等支援条例（令和3年4月）

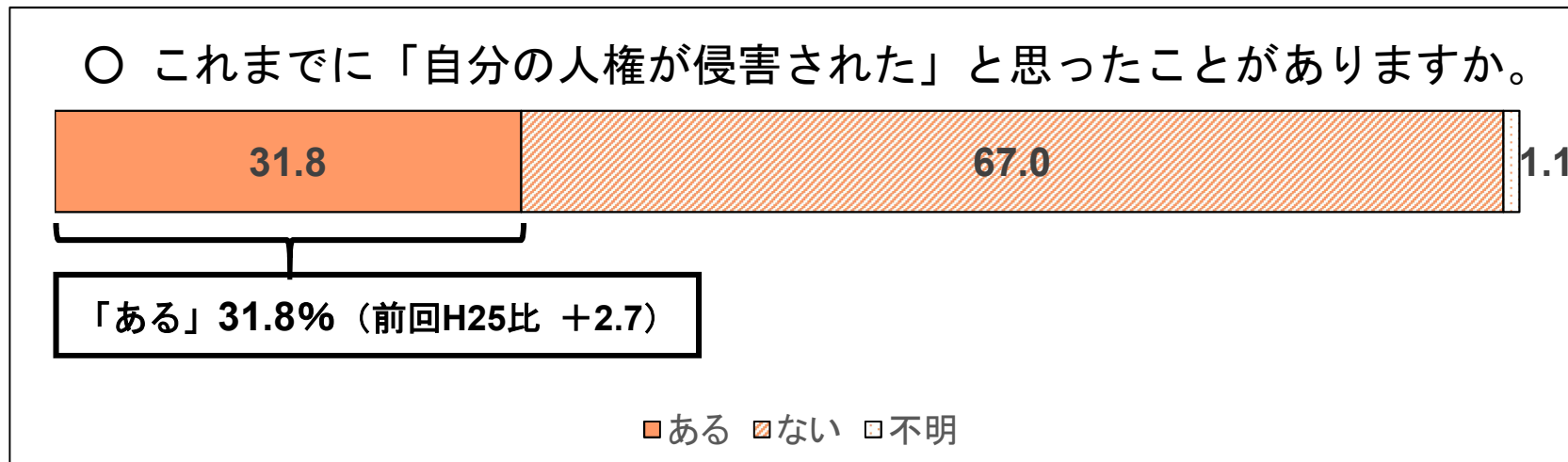
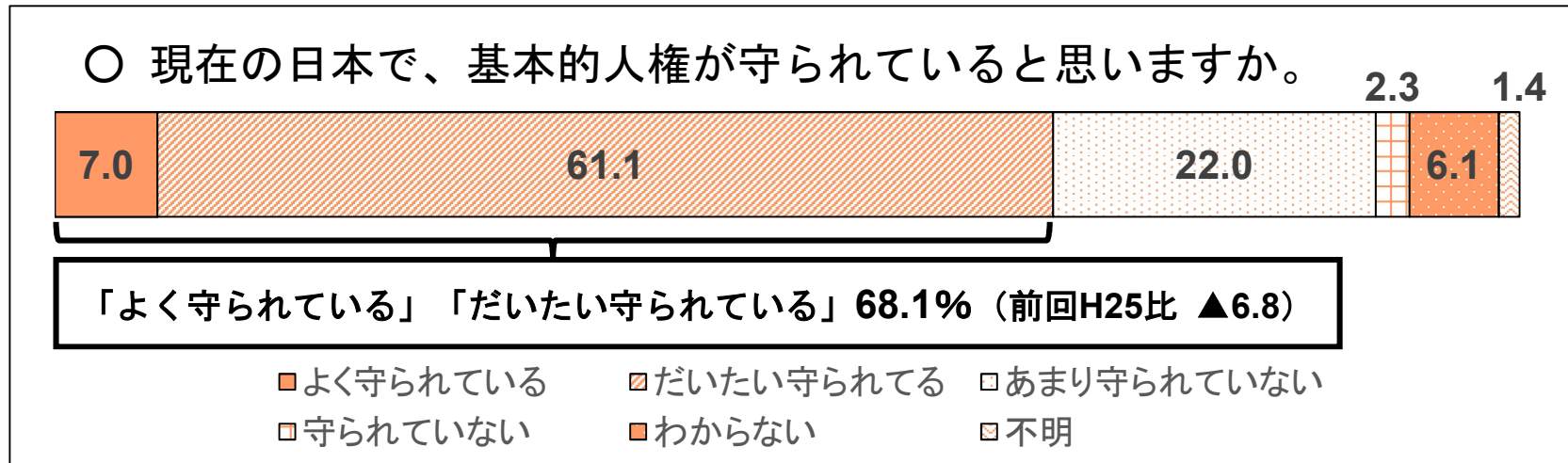
1 人権を巡る最近の状況（3）

（3）人権にかかわる主な事件・動き

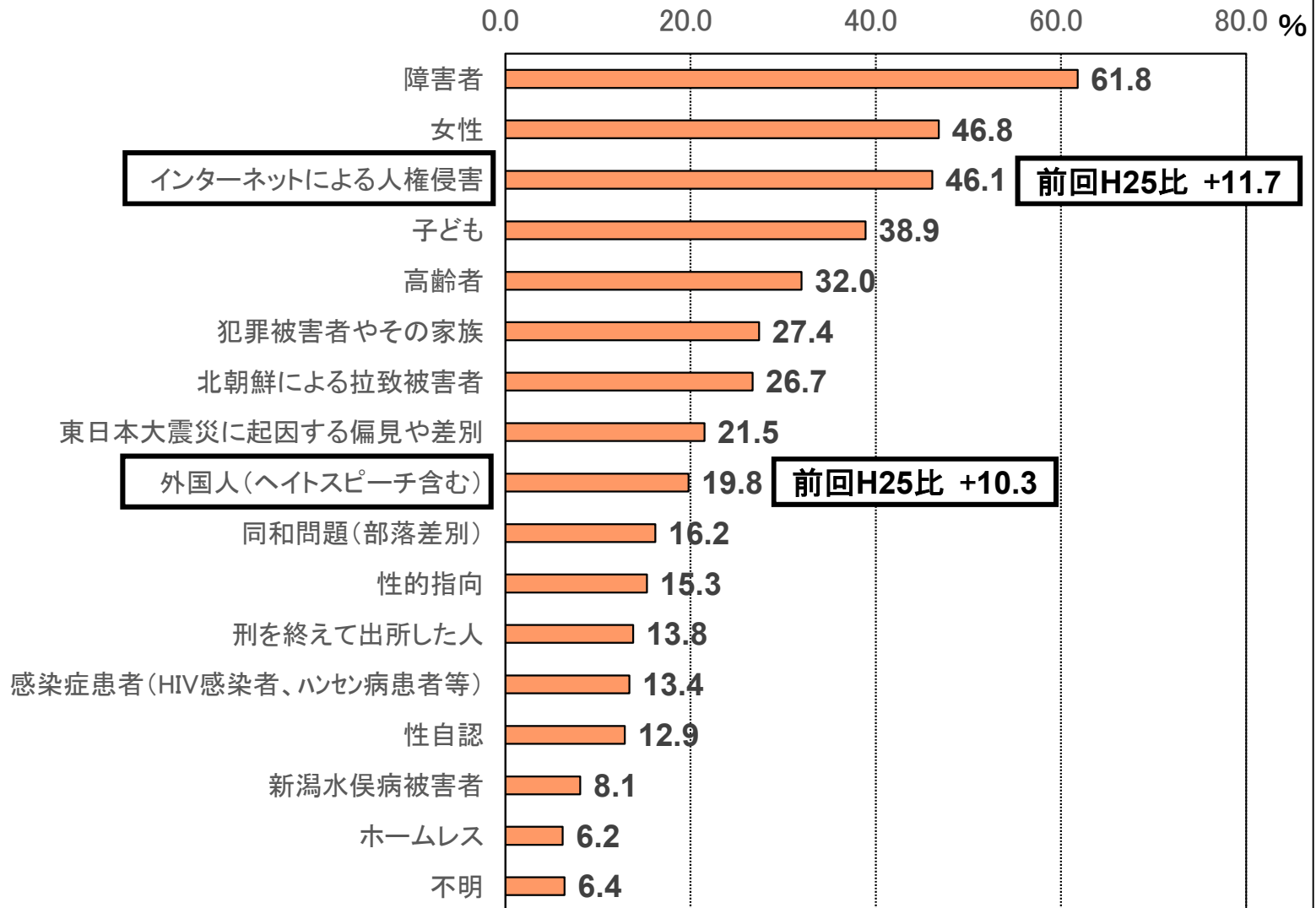
- 新型コロナウイルス感染症に係る差別・偏見、誹謗中傷等
 - ・感染者やその家族、治療・対策に携わる方々等に対する差別・偏見や誹謗中傷、デマの拡散等
 - ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正（令和3年2月）
- インターネット・SNSにおける差別や誹謗中傷
 - ・被差別部落の地名公表に係る東京地裁判決（令和3年9月）
 - ・侮辱罪（刑法）の法定刑引き上げ（令和4年7月）
- 性的指向・性自認
 - ・「性的少数者（LGBT）理解増進法案」の提出見送り（令和3年5月）
- 部落差別解消推進法に基づく差別の実態調査
 - ・法務省が調査結果を公表（令和2年6月）
- 成年年齢の引下げ
 - ・民法の一部を改正する法律の施行（令和4年4月）

1 人権を巡る最近の状況（4）

（4）人権に関する意識（平成30年度県民アンケート調査より）



○ 人権や差別にかかわる問題として、誰について（何について）の人権や差別の問題に関心がありますか。（回答はいくつでも）



2 本県の人権教育・啓発の取組（1）

（1）新潟県総合計画

○ 人権問題解決に向けた取組や方向性を明記

〔誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会の実現〕

すべての人が個人として尊重される社会の実現のためには、差別や偏見をなくす必要があるが、女性、子ども、障害者、同和問題、外国人、新潟水俣病被害者、性的指向・性自認等、今でも様々な分野において差別や偏見がある。

（略）さらに、インターネットによる人権侵害やいわゆるヘイトスピーチ等新たな人権問題も生じており、より一層の人権啓発を推進する必要がある。

○ 達成目標として二つの指標を設定

主要指標 人権を尊重することは「とても大切だと思う」県民の割合
（現状値）64.4%（2018年度）→ 増加させる
（中間目標）「増加させる」達成（2020年度：67.5%）

関連指標 人権教育、啓発推進計画等策定済み市町村数
（現状値）19市町村（2017年度）→ 30市町村（2024年度）
（中間目標）「23市町村」達成（2020年度：26市町村）

2 本県の人権教育・啓発の取組（2）

（2）新潟県人権教育・啓発推進基本指針

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年）に基づき、本県が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を示す。（平成16年4月策定）
- 策定後の社会情勢の変化を踏まえ、全面的に改定（令和2年3月）
インターネットによる人権侵害、性的指向・性自認を理由とする偏見や差別等の人権課題への対応や、人権に関する法整備などを反映
- 新型コロナウイルス感染症が発生し感染が拡大した状況を踏まえ、感染症の感染者等への差別、偏見、誹謗中傷等を防止する取組をより一層推進するため改定（令和3年6月2日）

目標 「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現

- 指針の構成
 - 第1章 基本的な考え方
 - 第2章 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進
 - 第3章 分野別人権施策の推進
 - 第4章 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進
 - 第5章 人権施策推進に向けて

指針に基づき、総合的な取組を推進

2 本県の人権教育・啓発の取組（3）

（3）推進体制

- 人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内体制として「新潟県人権施策推進会議」を設置

本会議	議長（知事）、副議長（副知事）、委員（部局長等）
幹事会	幹事長（福祉保健部長）、副幹事長（福祉保健総務課長）、幹事（部局企画主幹・関係課長等）

- 人権施策の全庁的な集約、人権施策の展開方針や重点項目の設定等を行う。



庁内の密接な連携のもとに諸施策を推進

3 令和3年度取組実績と令和4年度取組計画

※ 実績及び計画の詳細については、「議案1」「議案2」を参照

○ 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進（指針第2章）

（1）学校教育における人権教育の推進

〔基本方針〕

学校教育においては、人権が尊重される学級づくり、学校づくりをとおして、子ども一人一人を大切にしながら、発達の段階に応じた計画的・組織的な人権教育、同和教育を行い、人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を養い、互いに自他の大切さを認め合う態度や行動力を身に付けさせる。

そのため、「新潟県人権教育基本方針」に基づき、教育活動全体を通じて様々な人権課題の解決に向けた取組を図るとともに、課題を抱える子どもたちに寄り添いかかわる同和教育を中核にした人権教育を着実に実践する。

また、同和問題をはじめとする研修の充実を図り、教職員一人一人の指導力の向上を目指す。

〔主な取組の方向〕

- ・ 授業等の改善
- ・ 環境づくり
- ・ 研修の充実

〈事業紹介① 義務教育課〉

研究授業などによる研修

文部科学省委託 人権教育研究指定校事業（令和2年度～令和3年度指定）

指定校	南魚沼市立北辰小学校	関川村立関川中学校
研究テーマ	違いやよさを認め、思いやりのある言動がとれる子の育成	基本的人権を尊重し、自他の大切さを認め合う生徒の育成
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ パラスポーツプログラムを通じた障害者理解 ・ 児童会主体の異学年交流 ・ 専門的な外部講師による講演 ・ 道徳科の授業参観 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全校道德の実施 ・ 生徒会主体のいじめ見逃しゼロスクール集会 ・ 人権教育、同和教育アンケートの実施と振り返り など
成果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分と違う意見を大切にしようとする態度が育成された ・ 児童の個性や多様性を認める授業展開への教職員の意識が向上した <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団の中で自分の意見を表現できたり、自己開示できたりする生徒が増えた ・ 日常的に人権を意識し、自分の行動を振り返ろうとする生徒が増えた

〈事業紹介② 高等学校教育課〉

文部科学省 人権教育研究指定校事業

研究指定校：長岡向陵高等学校

- ・ 令和2年度、令和3年度の研究指定事業
- ・ 「自己肯定感を高め、他者を思いやる人権教育～自己理解・他者理解からの人権教育～」をテーマとした実践的研究
- ・ 令和3年10月に、「差別の現実から学ぶ」（1学年）、「結婚差別について」（2学年）、3年生「就職差別をなくそう」をテーマに公開授業を実施

○事業実績

H18・H19	H20・H21	H22・H23	H24・H25
十日町、十日町総合	糸魚川白嶺	栃尾	阿賀黎明(高・中)
H26・H27	H28・H29	H30・R1	R2・R3
津南中等	佐渡総合	柏崎常盤	長岡向陵

(2) 社会教育における人権教育の推進

〔基本方針〕

すべての人々の人権が尊重される地域社会づくりを目指して、公民館等の社会教育施設を活用し、地域の実情や学習者のニーズに応じ、多様な学習情報や学習プログラムを提供するなどして、人権に関する学習の充実に努める。また、様々な人権問題に関して深い見識を持つ人材を活用し、地域における人権教育、同和教育の指導者を養成する。

〔主な取組の方向〕

- ・ 多様な学習機会の充実
- ・ 地域社会における指導者の養成と資質の向上
- ・ 学習プログラムの開発・提供

〈事業紹介 生涯学習推進課〉

「人権教育指導者研修会」の開催

○人権教育の啓発事業として、

- ・「子ども・若者を取り巻く人権課題」をテーマにした講演

講師：渡辺 豊 様（新潟大学法学部教授）

- ・DVD上演

○令和3年8月5日（木）

○参加者数 58人

（人権擁護委員、社会教育委員、行政職員、
教職員、人権問題に関心のある方等）

いさよ市民カレッジ登録講座

令和3年度
人権教育指導者研修会
子ども・若者を取り巻く人権課題

参加無料

新潟県教育委員会では、人権に関する知識と理解をさらに深めていただき、今後の活動に活かしていただけるよう研修会を開催しています。近年、児童虐待、いじめ・体罰、貧困等、子ども・若者の人権侵害が深刻な問題となっています。子ども・若者を取り巻く人権課題の現状と対策について考えたいませんか、わかりやすく話していただきます。

☆ 日時 令和3年8月5日(木) 13:30~15:40
☆ 会場 新潟市生涯学習センター 多目的ホール (新潟市中央区1-4-7)

人権問題に関心のあるすべての方、ぜひご参加ください！

講師 新潟大学法学部 教授 渡辺 豊 氏

【講師プロフィール】

- ・新潟県人権教育基本方針改定に係る有識者懇談会 議長 (R2.9~R2.11)
- ・村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会 委員長 (R2.8~現在)
- ・国際法・国際人権法を専門とし、国際社会における人権保障のあり方に興味をもって研究をされています。

※定員 会場参加 30人、Zoomでのオンライン参加 100人
先着順 定員になり次第締切（事前申込が必要です）
（新型コロナウイルス感染症の拡大の状況によって、開催方法が変更になる場合があります）

※参加費 無料
主催：新潟県教育委員会 共催：新潟市教育委員会

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からオンライン開催に変更

主催：新潟県教育委員会

(3) 企業・団体等に対する人権啓発の推進

〔基本方針〕

企業・団体等に対しては、その社会的責任を自覚するよう促し、男女共同参画社会の実現をはじめ、統一応募用紙の使用等公正な採用選考や配置・昇進などについて、人権に配慮した適切な対応を行うよう、企業等の経営者や管理者を中心に啓発に努める。

〔主な取組の方向〕

- ・ 資料・情報の提供
- ・ 講演会の開催等
- ・ 多様な広報媒体を活用した広報・啓発

〈事業紹介 福祉保健総務課人権啓発室、しごと定住促進課〉

「企業の社会的責任と人権セミナー」の開催

- ・ 企業関係者の人権意識の普及と高揚を図るためセミナーをオンラインで開催
- ・ Webex配信：令和3年11月25日
YouTube掲載：令和3年12月14日
～令和4年1月14日

〈概要〉

講演「LGBTの理解促進とハラスメント対策」

講師：黒田 隆史 弁護士（黒田特許法律事務所）

説明「公正な採用選考について」

新潟労働局

実施：新潟県（福祉保健総務課人権啓発室、しごと定住促進課）、新潟労働局
後援：新潟県中小企業団体中央会、（一社）新潟県商工会議所連合会、
新潟県商工会連合会、（一社）新潟県経営者協会、新潟経済同友会、
（一社）新潟県建設業協会、新潟商工会議所、（一社）新潟市建設業協会



企業の社会的責任と人権セミナー
LGBTの理解促進とハラスメント対策

企業活動において、性の多様性を正しく認識し、理解していくことは、当事者の方の人権を尊重し、人材獲得による新発リスクを回避するだけでなく、多様な感性の活用による、生産性や企業価値の向上、人材獲得などにもつながります。
今回は、LGBTの基本的な知識を学び、同時に、企業におけるハラスメント対策について講演いただきます。
Webexを活用したオンラインセミナーです。どなたもお気軽にご参加ください。

こんな方におすすめ！

- LGBTに関する基本的な知識を学びたい
- どのような発言・行動がハラスメントに該当するのかわかりたい
- ハラスメントを未然に防止するために何を心がけるべきか学びたい

令和3年
日時 **11月25日（木）**
14:00～15:30

Webexによるオンライン開催
※後日YouTubeでの限定公開を行います

定員100名様
参加無料

14:00 開会
14:00～14:05 挨拶
14:05～15:05 第一部 講演
テーマ「LGBTの理解促進とハラスメント対策について」
講師 黒田特許法律事務所 黒田 隆史 弁護士
15:10～15:30 第二部 説明事項
「公正な採用選考について」 新潟労働局

申込方法
参加を希望される方は、右記QRコードの「新潟県かんたん申請・申込システム」からお申し込みください。
※新潟県HP <https://www.niet.go.jp/kyu/kyu/fukuhoken/jiken/2021/> から
申込メールの送信が可能です。

申込期間：令和3年11月19日（金）16:00 視聴方法等につきましては、裏面をご覧ください。

新潟県福祉保健部 福祉保健総務課人権啓発室 〒950-8570 新潟市中央区新光4-8-1
TEL: 025-280-5181 (FAX: 025-280-5742 E-mail: nigt040210@pref.nigt.niigata.jp)

実施：新潟県（福祉保健総務課人権啓発室、しごと定住促進課）、新潟労働局
後援：新潟県中小企業団体中央会、（一社）新潟県商工会議所連合会、新潟県商工会連合会、（一社）新潟県経営者協会、新潟経済同友会、（一社）新潟県建設業協会、新潟商工会議所、（一社）新潟市建設業協会



企業の社会的責任と人権セミナー
LGBTの理解促進とハラスメント対策

企業活動において、性の多様性を正しく認識し、理解していくことは、当事者の方の人権を尊重し、人材獲得による新発リスクを回避するだけでなく、多様な感性の活用による、生産性や企業価値の向上、人材獲得などにもつながります。
今回は、LGBTの基本的な知識を学び、同時に、企業におけるハラスメント対策について講演いただきます。
Webexを活用したオンラインセミナーです。どなたもお気軽にご参加ください。

こんな方におすすめ！

- LGBTに関する基本的な知識を学びたい
- どのような発言・行動がハラスメントに該当するのかわかりたい
- ハラスメントを未然に防止するために何を心がけるべきか学びたい

令和3年
日時 **11月25日（木）**
14:00～15:30

Webexによるオンライン開催
※後日YouTubeでの限定公開を行います

定員100名様
参加無料

14:00 開会
14:00～14:05 挨拶
14:05～15:05 第一部 講演
テーマ「LGBTの理解促進とハラスメント対策について」
講師 黒田特許法律事務所 黒田 隆史 弁護士
15:10～15:30 第二部 説明事項
「公正な採用選考について」 新潟労働局

申込方法
参加を希望される方は、右記のQRコードの「新潟県かんたん申請・申込システム」からお申し込みください。
※新潟県HP <https://www.niet.go.jp/kyu/kyu/fukuhoken/jiken/2021/> から
申込メールの送信が可能です。

申込期間：令和3年11月19日（金）16:00 視聴方法等につきましては、裏面をご覧ください。

新潟県福祉保健部 福祉保健総務課人権啓発室 〒950-8570 新潟市中央区新光4-8-1
TEL: 025-280-5181 (FAX: 025-280-5742 E-mail: nigt040210@pref.nigt.niigata.jp)

実施：新潟県（福祉保健総務課人権啓発室、しごと定住促進課）、新潟労働局
後援：新潟県中小企業団体中央会、（一社）新潟県商工会議所連合会、新潟県商工会連合会、（一社）新潟県経営者協会、新潟経済同友会、（一社）新潟県建設業協会、新潟商工会議所、（一社）新潟市建設業協会

(4) 県民に対する人権啓発の推進

〔基本方針〕

広く県民に対しては、人権についての正しい理解と認識が深まり、日常生活における人権感覚が身に付くよう、様々な手法を活用して広報・啓発を推進する。

〔主な取組の方向〕

- ・ 多様な広報媒体を活用した広報・啓発
- ・ 人権講演会等の各種イベントの実施
- ・ 資料作成・配布
- ・ 「人権啓発活動ネットワーク協議会」などを活用し、国・市町村・民間団体と連携を図りながら進める啓発

〈事業紹介 福祉保健総務課人権啓発室〉

人権週間に関する啓発広報

- 人権週間（12月4～10日）に合わせた啓発広報を実施
- 新型コロナウイルス感染症に関する差別、同和問題、外国人、児童虐待、外国人差別、セクハラ、ネットいじめ等の人権問題について当事者意識を持って考えていただくことをテーマに、新聞広告、ポスターの掲示、CM等により幅広い方々に向けて啓発を実施

※CMは、新潟県内の民放各局、YouTube True View広告で発信



〈事業紹介 県民生活課〉

成年年齢引き下げに伴う消費者被害防止のための啓発等

○広報・啓発活動

- ・ 高等学校や県立施設等へポスター配付
- ・ すべての高校2、3年生に、啓発チラシ、啓発物品を配付
- ・ 各種媒体（新聞、ラジオ、WEB広告、繁華街でのデジタルサイネージ等）により幅広い方々に向けて啓発を実施

○消費生活に関する出前講座

- ・ 高校等において、契約の基礎知識や消費者トラブルへの対処法を、外部講師により講義

R3：67高校実施



○消費者教育教材の作成

- ・ 新潟県独自の消費者教育教材（コーション）の作成
- ・ 成年年齢引下げや急速なデジタル化に伴い全面改訂
- ・ 具体的なトラブル事例を掲載し注意喚起

(5) インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進

〔基本方針〕

インターネットによる人権侵害を防ぐために、児童生徒を含め県民一人一人が、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、インターネットによる人権侵害となる行為を防止するための教育・啓発を行うとともに、トラブルへの対処のため相談窓口の活用を啓発する。

〔主な取組の方向〕

- ・ 有害情報に対する対策の実施
- ・ 差別表現など人権を侵害する情報について関係機関と連携して対応

〈事業紹介① 高等学校教育課〉

人権教育、同和教育推進事業

○巻高等学校

「インターネットと人権—ネット社会をどう生きるか—」

- ・ 敬和学園大学の戸信哉教授を講師に招き、SNSのリスクとネットメディアの信憑性、ネット上で生じるトラブルや人権問題についての講演会を実施

○高田高等学校

「インターネット等による人権侵害」

- ・ 上越教育大学の蜂須賀洋一准教授を講師に招き、インターネットやSNS等で起こりうるトラブルや人権侵害についての講演会を実施。

さらに、成人年齢の引き下げに伴う法的な責任についても学んだ。

〈事業紹介② 警察本部サイバー犯罪対策課〉

児童、学生対象の情報モラル・リテラシー教室の実施

- ネット犯罪の被害者にならない、加害者にならないために、情報モラルとリテラシー向上を図るため、児童及び学生等を対象に講演を実施
- 令和3年度は、県内11校、計約1,230人を対象に実施

実施日	学校名
令和3年4月9日	新潟大学
令和3年4月16日	アップルスポーツカレッジ
令和3年4月23日	出雲崎高等学校
令和3年5月25日	日本文理高等学校
令和3年6月3日	ジャパンサッカーカレッジ
令和3年6月15日	ジャパンサッカーカレッジ
令和3年7月2日	南魚沼市立城内小学校
令和3年10月11日	シェフパティシエ専門学校
令和4年1月6日	シェフパティシエ専門学校
令和4年1月14日	南魚沼市立城内小学校
令和4年2月1日	新発田市立加治川中学校



〈事業紹介③ 福祉保健総務課人権啓発室〉

インターネットモニタリングの実施等

○インターネット上の所定のサイト（「2ちゃんねる」「爆サイ」「YouTube」等）内を検索し、個人の名誉を侵害したり、差別を助長したりする書込を把握

※人権啓発室において毎週（1回、約1時間）実施

（書込例）

- ・ 特定の地域を同和地区であると指摘する書込
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染者に対する誹謗中傷やプライバシーに関する書込

○悪質な書込については、法務局に対する削除要請を実施。また、人権を侵害し犯罪を構成すると考えられる行為に対し、関係機関と連携した刑事告発など必要な措置を実施

○あわせて、人権に関する正しい理解を深めるための啓発を行うとともに、法務局等相談窓口の活用を周知

○ 分野別人権施策の推進（指針第3章）

（1）女性

〔基本方針〕

男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて、意識啓発はもとより地域、職場などでの日ごろの具体的、実践的な取組を通じて、男女平等社会の形成の意義について理解を深め、その推進に取り組んでいく。

〔主な取組の方向〕

- ・ 男女平等を推進する社会づくり
- ・ 女性が活躍できる社会づくり
- ・ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり
- ・ 施策の総合的・計画的推進

〈事業紹介 男女平等社会推進課〉

ハッピー・パートナー企業の募集

- ・ 男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等を「ハッピー・パートナー企業」として登録し、その取組を支援

また、取組をより一層進めている企業に対して、「イクメン応援プラス認定」、「子育て応援プラス認定」として上乗せ認定

- ・ 累計登録数 令和4年3月末現在（令和3年3月末時点）

ハッピー・パートナー企業	1,296社（1,161社）
イクメン応援プラス認定	217社（148社）
子育て応援プラス認定	463社（338社）



(2) 子ども・若者

〔基本方針〕

県民一人一人が「国籍にかかわらず子どもは基本的人権が保障された存在であり、権利を行使する主体である」との認識を持ち、子どもの人権を尊重する社会づくりを推進する。

特に、児童虐待、いじめ、児童買春等の子どもをめぐる深刻な事件の発生に鑑み、子どもの人権を保護するため、福祉、保健、教育、医療、警察、民間団体等の関係機関が連携し、一層の体制整備に努める。

また、有害広告物などの既存の媒体やインターネット上の有害情報から子どもを守るための取組を進める。

〔主な取組の方向〕

- ・ いじめ防止の推進
- ・ 児童虐待防止への取組
- ・ 要保護児童の権利擁護対策
- ・ 児童買春・児童ポルノ等の根絶に向けた取組の推進
- ・ 有害情報からの遮断に向けた啓発
- ・ 子どもの貧困対策の推進
- ・ ひきこもりとなった子どもなどへの対応

〈事業紹介② 生徒指導課〉

「いじめ見逃しゼロ県民運動」の推進

- 「**深めよう絆にいがた県民会議**」と連携し、**「いじめ見逃しゼロ県民運動」**を推進



- ・ 学校、家庭、地域が連携し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題の解消や未然防止に努める運動

〈取組事例〉

いじめ見逃しゼロキャラバン

- ・ 集会への参加や出前授業を通じ、児童生徒や教職員にいじめ防止やSOSの出し方等を訴える

令和3年9月～令和4年3月
県内学校等において 計39回実施



(3) 高齢者

〔基本方針〕

高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができる社会の構築を目指す。

また、「長寿社会を支える一員としての高齢者」として、長年培ってきた経験と知識を活かし、社会活動に積極的に参加するなど、高齢者が年齢、性別、人種、国籍又はその他の地位に関わらず、尊厳を持って、公正な取扱いを受け、その経済的貢献に関係なく評価され、尊重される社会の実現を目指す。

〔主な取組の方向〕

- ・ 啓発活動の推進
- ・ 社会参加活動の促進と自立支援
- ・ 権利擁護の推進

〈事業紹介 高齢福祉保健課〉

「シニアカレッジ新潟」の開催

- 学習の機会を提供することと併せて、仲間づくりや地域活動の担い手を養成することを目的として毎年開催
- 会場：新潟、長岡、上越
- 修了者数：67名人



○参加者の声

今回の講座で知り合った仲間の皆さんとも親しくなり、生涯学ぼうとされる姿勢に感動しました。大変刺激になりました。

新しい知識を得ることは興味深く、楽しく受講できました。健康、生活面について学んだ内容はすぐに実行でき、日々の生活に役立っています。

主催：社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

(4) 障害者

〔基本方針〕

障害のある人が他の人々と同様に一人の人間として尊重され、社会の一員として地域で暮らし、自分らしい自立した生活と社会参加ができるよう、県民一人一人が障害者に対する理解を深め、障害者に対する偏見や差別意識をなくし人権意識の高揚を図るとともに、障害の特性に応じた合理的配慮の提供、福祉サービスの充実、就労の促進、教育環境の改善、社会活動への参加機会の充実、人にやさしいまちづくりの推進など障害者を取り巻く生活環境全般にわたる取組を進める。

〔主な取組の方向〕

- ・ 啓発活動の推進
- ・ 社会参加の促進
- ・ 雇用・就労の促進
- ・ 教育環境の整備
- ・ 地域生活の支援
- ・ 権利擁護の推進
- ・ 福祉サービスの利用援助
- ・ 福祉のまちづくりの推進

(5) 同和問題

〔基本方針〕

同和問題の解決を図るために、地域改善対策協議会の意見具申や部落差別解消推進法の趣旨に則し、また、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果や問題点を踏まえ、引き続き人権意識の高揚を図り、偏見や差別の解消に向け、同和問題に取り組む民間団体とも連携して積極的な教育・啓発活動を行うとともに、生活環境の改善等、残された課題については一般対策により対応する。

また、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、本県として、差別の実情を受け止め、実効的な施策を進めることと併せて教育・啓発を推進する。

〔主な取組の方向〕

- ・ 啓発活動の推進
- ・ 相談体制の充実
- ・ 学校教育における推進
- ・ 社会教育における推進
- ・ 一般対策の推進

〈事業紹介① 福祉保健総務課人権啓発室〉

「オンライン同和問題講演会」の開催

○同和問題についての啓発事業として、
オンライン講演会を開催

「インターネットと部落差別」

講師：松村元樹 氏

- ・ 視聴期間 令和3年12月1日～31日
- ・ 参加者数 約300名

○参加者の声

差別につながる現代社会の問題点を広い視野で考える事ができた。

課題について知識をアップデートしていくことが大切だと感じた。

新潟県 オンライン同和問題講演会

インターネットと部落差別

～差別を支えない一人となるために～

同和問題は、現在も残っている重大な社会問題であり、差別に苦しむ人々がたくさんいます。
今回は、インターネットにおける部落差別の現状や、差別を解消していくために
私たち一人一人ができることについてお話いただくオンライン講演会です。お気軽にお申し込みください。

講師
まつむら もとき
松村 元樹 さん
【公財】差別人権研究所 元 事務理事兼事務局長
○30歳未満
○2009年4月分(公財)差別人権研究所 元 企画・広報担当
○NHKのBS放送番組に出演し、NHKやテレビ朝日で、
テレビやラジオ番組での出演を行っている。

開催期間
2021(令和3)年
12月1日(水)～
12月31日(金)

申込期間
2021(令和3)年
11月29日(月)

配信方法
YouTubeによる概要公開(申込中のみが視聴可能です。)

申込方法
「新潟県の人権申請・申込システム」から申し込みください(右記QRコード、
当日URLアドレスを記載いたします。
※視聴に必要なYouTubeのURL等の情報は、お申し込みの欄に記載いた
だいたメールアドレスを必ずお申し込みください。
※県ホームページから申込フォームにアクセス可能です。

お問合せ
新潟県福祉保健総務課 人権啓発室
電話 025-280-5181(直通)
E-mail nag040211@pref.niigata.lg.jp

「部落差別の解消の推進に関する法律」
が2018年12月18日から施行されました

主催 / 新潟県・新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会

主催：新潟県、新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会（構成団体：新潟県、新潟地方法務局、新潟県人権擁護委員連合会、新潟市）

〈事業紹介② 福祉保健総務課人権啓発室〉

人権啓発活動地方委託事業

- ・ 人権啓発活動地方委託事業を活用し、県内市町村において同和問題に関する啓発を実施
- ・ 4市町村が、市民、生徒・教職員等を対象に、講演や映画上映等を実施し、約1,600人が受講

市町村	実施日	会場等	対 象	受講者	講師、内容等
村上市	8月23日	オンライン	市内教職員	352名	松村智広氏（みえ人権教育・啓発研究会代表）
	12月4日	村上市教育情報センター	市民	45名	映画「橋のない川」上映会
燕市	9月24日	市役所	市職員	18名	藤本晃嗣氏（敬和学園大学准教授）
上越市	5月10日～8月25日 計37回	白山会館	市内教職員	989名	部落差別の歴史等について受講
	11月26日	上越市立東本町小学校	教職員、保護者	145名	又野亜希子氏（埼玉県家庭教育アドバイザー）
胎内市	8月19日	胎内市産業文化会館	市民	311名	森口健司氏（T-over 人権教育研究所共同代表）
	11月17日	胎内市産業文化会館	市民	48名	生島清身氏（行政書士、社会人落語家）

〈事業紹介③ 義務教育課〉

☞新型コロナウイルス感染症の影響で、オンライン形式の研修に変更して実施した。

☞2年間かけて、すべての小・中・特別支援学校及び中等教育学校の担当者が参加する。

人権教育、同和教育主任等研修会

○研修の目的

各学校の人権教育、同和教育主任や教頭等の指導力向上及び各学校における人権教育、同和教育の推進

○研修の内容

- 1 インターネットによる人権侵害に関する講義動画の作成・発信
- 2 各校の取組の集約 ※研修におけるレポート課題として提出

〈各校での取組事例〉

- ・職員研修で、インターネット上の人権侵害の事例について具体的な問題を取り上げて話し合い、子どもへ伝える内容について協議した。
- ・県のSNS教育プログラム等を用いて、インターネットによる人権侵害について、授業を行った。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害について、新聞記事やネット記事を教材にして授業を行った。
- ・生徒会主体による「いじめ見逃しゼロスクール集会」等の取組に、インターネットやSNSの利用について考える機会を設けた。
- ・タブレット端末について学ぶタブレットタイムを設定したり、学校独自のSNSルールを作ったりした。

〈事業紹介④ 高等学校教育課〉

人権教育、同和教育新潟県教育委員会研究指定校事業

研究指定校：高田商業高等学校

- ・ 令和2年度、令和3年度の研究指定事業
- ・ 「差別の現実に学び、人権感覚を涵養する指導法の研究」をテーマとした実践的研究
- ・ 令和3年11月に、「『部落差別解消推進法』とインターネット上の部落差別について」（1学年）、「就職差別について」（2学年）、「結婚差別について」（3学年）をテーマに公開授業を実施

○事業実績

H18・H19	H20・H21	H22・H23	H24・H25
上越総合技術	新潟翠江	西新発田	柏崎総合
H26・H27	H28・H29	H30・R1	R2・R3
三条東	村上桜ヶ丘	六日町	高田商業

〈事業紹介⑤ 生涯学習推進課〉

社会同和教育市町村巡回研修会

○目的

同和問題の正しい理解を深め部落差別の解消に向けて、広く県内市町村を巡回して研修を行う。

○対象者

社会教育関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員、市町村教育委員会関係・学校関係者、行政職員、PTA関係者、自治会役員等

○内容

- ・ 県社会同和教育行政の取組について
- ・ 実践紹介（学校における同和教育の取組について）
- ・ 講義「新潟県における同和教育の現状と課題」

○事業実績

地区	期日	会場	受講者数	講師
上越	R3. 6. 30	上越市名立地区公民館	51人	上越地区社会教育委員連絡協議会 会長 保坂 和彦 氏
中越	R3. 11. 19	十日町市中央公民館	120人	上越教育大学 特任教授 磯貝 芳彦 氏

(6) 外国人

〔基本方針〕

国際化の進展が地域レベルで広がり、外国人労働者の増加などにより本県で暮らす外国人が増加しており、同じ地域住民として外国人と共生する多文化共生社会の実現に向けて、互いの人権を尊重することと併せ、異なる考え方や文化・習慣を持つ人々を特別視せず、その違いを理解することが重要である。また、今後外国人の増加が見込まれる中、異なる言語、習慣、考え方等の違いを持つ人々の日常生活への支援に取り組む必要がある。

このため、民間団体、公益財団法人新潟県国際交流協会、教育機関、市町村等と連携し、国際理解及び人権意識の高揚のための普及啓発活動や交流活動による相互理解の促進、国際理解教育の推進を図る。

さらに、外国人が人権を尊重され、安心して暮らせるよう、支援活動を行う民間団体等の活動を支援し、連携を進め、災害時も含めた外国人への情報提供や相談・支援体制の充実を図る。

〔主な取組の方向〕

- ・ 国際理解教育の推進及び啓発活動の充実
- ・ 企業等への啓発
- ・ 外国人への情報提供や相談・支援体制の充実
- ・ 外国人労働者への情報提供や相談・支援体制
- ・ 民間団体等の活動支援・連携促進
- ・ ヘイトスピーチへの対応

〈事業紹介 国際課〉

「外国人相談センター新潟」を開設

県内在住外国人向けの多言語による相談窓口

※新潟県国際交流協会に運営委託
(国交付金を活用)

Niigata International Association

The Foreign Resident Consultation Center of Niigata has been commissioned by the Niigata Prefectural Government, and is operated by the Niigata International Association (NIA), a public interest incorporated foundation. NIA works with the people of Niigata to encourage international exchange, international cooperation, and multicultural community development, and works in a variety of ways to help the Niigata prefecture become more accessible to the world.

Please come to Niigata International Plaza!

Niigata International Plaza (which contains the Foreign Resident Consultation Center of Niigata) has collected a variety of materials and information about international exchange. Pamphlets, books, magazines and newspapers are all available. The Plaza also holds a variety of events. Anyone can come use the space, so please do not hesitate to stop by!

Would you like to become a supporting member of NIA?

Benefits from Group and Individual Members

- Flags, ethnic clothing, and books available for loan, mailing of fliers about upcoming panel discussions, events, and publications
- Benefits for Group Members**
- Grants for international activities (up to ¥200,000)
- Benefits for Individual Members**
- Coupons for Prefectural Art Museum, discounts at restaurants within the prefecture

Yearly Membership Fees

Individual Membership: ¥3,000/year
Group Membership: ¥10,000/year

Map and Directions

外国人相談センター新潟
新潟県国際交流協会
(新館メッセ内)

Bandajima Building 2F Floor Map

〒950-0078 Niigata-shi, Chuo-ku, Bandajima 5-1
Bandajima Bldg 2nd Floor

☎ 025-290-5650 ☎ 025-249-8122

✉ nia21c@niigata-ia.or.jp

🌐 http://www.niigata-ia.or.jp

📱 Niigata International Association

Hours:
Weekdays: 9:00-17:30
Closed on weekends and holidays (except during events).

Public Interest Incorporated Foundation
Niigata International Association
(Times as of April 2020)

English

Foreign Resident Consultation Center of Niigata

Niigata International Association
Niigata International Plaza

○窓口開設時間

月～金曜日 10時～17時

(祝日・年末年始を除く)

○英語、中国語、ベトナム語
等 10言語以上に対応

【令和3年度 実績】

○相談件数：646件

○主な相談内容：

入管手続、教育、
雇用・労働、医療 等

(7) 感染症患者等

〔基本方針〕

感染症患者等に対する差別等は、決して許されない。そのため、あらゆる機会を通じて次に掲げる対策その他必要な措置を講ずるとともに、患者・感染者やその家族等の意向を十分に尊重しながら支援の充実を図る。

- ① 適切な情報の公表、感染症に関する正しい知識の普及、差別等の防止に向けた教育・啓発
- ② 悪質な行為には、法的責任が伴うものであり、人権を侵害し犯罪を構成すると考えられる行為に対する関係機関と連携した刑事告発など必要な措置

また、今後、新たな感染症が出現した場合にも、同様の構図により、差別等が発生するおそれがあることから、平時から、これらの対策に取り組んでいく。

施策の推進に当たっては、ハンセン病問題に関わる2001（平成13）年及び2019（令和元）年の判決並びに内閣総理大臣談話などを踏まえ取り組む。

〔主な取組の方向〕

- ・ HIV感染者・エイズ患者等への支援等の充実
- ・ ハンセン病患者・元患者及び家族等への支援等の充実
- ・ 新型コロナウイルス感染症等に関連する差別等の防止の取組等

〈事業紹介 福祉保健総務課人権啓発室〉

新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連した差別等を防止するため、県内学生を対象に人権啓発CMのアイデアを募集するコンテストを実施。
 → 最優秀作品を映像化し、テレビCMやYoutube True View広告で発信



12/3(金)付 新潟日報 朝刊 記事掲載



(8) 新潟水俣病被害者

〔基本方針〕

「新潟水俣病地域福祉推進条例」に基づき、被害者や関係市町村、関係団体と連携しながら、条例の普及啓発や、「環境と人間のふれあい館」の活用等による新潟水俣病についての正しい理解を深める教育・啓発、地域社会の再生融和、新潟水俣病患者への保健・福祉対策などを行うことにより、被害者や家族の人権に対する理解を深め、偏見や差別を生まない取組を進める。

〔主な取組の方向〕

- ・ 「環境と人間のふれあい館（新潟水俣病資料館）」を通じた啓発
- ・ 学校教育における推進
- ・ 地域社会の再生・融和の促進
- ・ 新潟水俣病患者への保健・福祉対策

〈事業紹介 生活衛生課〉

環境と人間のふれあい館運営 「語り部」口演

- 県民の水俣病問題への理解を深めることを目的に、被害者自らその被害の実態を語る「語り部」口演を実施
- 令和3年度は口演を95回（参加者3,961人）実施



○ 小中学生の口演の感想（一部抜粋）

「水俣病は人権や命、自然の尊さを教えてくれたもの」という言葉が心に響きました。

水俣病になってしまった人は手足のしびれや耳鳴りなど体の痛みだけかと思いましたが、一番つらかったことは差別や偏見だったんだなと思いました。

(9) 北朝鮮による拉致被害者

〔基本方針〕

拉致問題は日朝間の最重要課題であるとともに、本県にとっても県民の人権を侵害された重大な問題であることから、国に対して早期解決に向けて引き続き強く働きかけを行う必要がある。

また、拉致問題についての県民の意識啓発を図るとともに、帰国した拉致被害者とそのご家族に対しては、地域において安定した生活を営み、安心して暮らすことができるよう国・市と連携し、きめ細やかな支援策を講じていく。

〔主な取組の方向〕

- ・ 国に対する早期解決の働きかけ
- ・ 県民の意識啓発の推進
- ・ 拉致被害者へのきめ細やかな支援

〈事業紹介 国際課拉致問題調整室〉

「忘れるな拉致 県民集会」の開催

- ・ 北朝鮮による拉致被害者の早期帰国を願い新潟市、新潟日報社とともに「忘れるな拉致 県民集会」を開催
- ・ 令和3年11月14日 新潟市民芸術文化会館
コンサートホール
- ・ 参加者数 600名



時間	内容
14:30	開会 主催者挨拶 新潟県拉致問題調整室 高橋 正 新潟日報社 支所長 高橋 正 新潟日報社 支所長 高橋 正
14:45	新潟県民会 新潟県民会新潟県民会新潟県民会 高橋 博一氏
15:00	祈り 「拉致被害者との関係を考える」 「全額解決へ家族の思いを訴える」 新潟県民会新潟県民会 伊豆見 元氏 ジャーナリスト 川村 晃司氏
15:30	演説 新潟県民会新潟県民会新潟県民会 新潟県民会新潟県民会新潟県民会
15:45	演説 新潟県民会新潟県民会新潟県民会 新潟県民会新潟県民会新潟県民会
16:00	閉会挨拶 新潟県民会新潟県民会新潟県民会 新潟県民会新潟県民会新潟県民会

主催 新潟日報社 新潟県 新潟市

〈概要〉

- ・ 拉致被害者及び特定失踪者のご家族の訴え
- ・ 対談 伊豆見 元 氏 (東京国際大学特命教授)
川村 晃司 氏 (ジャーナリスト)
- ・ 政府への署名簿提出

(10) 犯罪被害者やその家族

〔基本方針〕

犯罪被害者やその家族に接する職員をはじめとして、広く県民に対し、犯罪被害者やその家族の人権に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、マスメディアによる人権侵害に対してのマスメディア側の自主的な取組が図られるよう理解を求める。

また、犯罪被害者等に対する支援を行う民間団体や相談窓口の周知に努める。

〔主な取組の方向〕

- ・ 県民やマスメディアに対する周知及び啓発
- ・ 犯罪被害者等に対する支援団体や相談窓口の周知

〈事業紹介 警察本部警務課犯罪被害者支援室〉

「命の大切さを学ぶ教室」の開催

- ・ 中学生・高校生等を対象に、犯罪被害者等が講師となり、子供を亡くした親の思いや命の大切さ等を直接生徒に語りかける講演会を実施
- ・ 犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努める
- ・ 令和3年度は、県内7校、計約2,039人を対象に実施



(11) 刑を終えて出所した人等

〔基本方針〕

刑を終えて出所した人等が、地域社会において孤立し、新たな犯罪を重ねることがないように、差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力し、啓発等に努める。

〔主な取組の方向〕

- ・ 偏見や差別を解消するための啓発

(12) 性的指向・性自認を理由とする偏見や差別

〔基本方針〕

性的指向、性自認を理由とした偏見や差別は、社会生活の様々な場面で人権侵害等の問題につながることから、講演会の開催や啓発資料の配布など様々な手法により広く県民や企業への啓発を行うとともに行政職員への研修を行う。

また、学校においては、児童生徒の心情に配慮した支援、教職員を対象とした研修機会の積極的な確保、偏見や差別を解消する教育を行う。

〔主な取組の方向〕

- ・ 県民や企業への啓発、行政職員への研修
- ・ 偏見や差別を解消する教育

(13) 様々な人権問題

〔基本方針〕

前述のほか、アイヌの人、在日韓国・朝鮮の人、ホームレスの人、中国残留邦人などに対する偏見や差別、また東日本大震災に起因する偏見や差別その他の様々な人権問題についても、それぞれの問題の状況に応じて適切な取組を行うことが必要であり、あらゆる機会を通じて、偏見、差別を解消し、人権意識の高揚を図るための施策を推進する。

〔主な取組の方向〕

- ・ 偏見・差別の解消や人権尊重の意識を高める施策の推進

○ 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進（指針第4章）

- ・ 公務員
- ・ 警察職員
- ・ 消防職員
- ・ 教職員
- ・ 社会教育関係職員
- ・ 医療・保健・福祉関係者
- ・ その他

○ 人権施策推進に向けて（指針第5章）

- ・ 庁内推進体制の整備
- ・ 人権尊重の視点に立った職務遂行
- ・ 人権課題への適切な対応
- ・ 職員に対する研修等の実施
- ・ 関係機関等との連携
- ・ 基本指針の見直し等（施策の実施状況についての意見聴取）

新潟県人権施策推進懇談会の開催

- 新潟県人権教育・啓発推進基本指針の第1次改定（R2.3）により、本県の人権施策の実施状況等について意見を聴取するため設置（R2.8）※各人権分野の有識者12名で構成

令和3年9月2日開催

施策の実施状況等について意見聴取し、施策の更なる推進に反映

主な意見と県の対応

分野	意見	県の対応
女性	男女共同参画に向けた取組の強化	女性が活躍できる職場環境づくりの支援や就労支援を実施
子ども・若者	民法改正による成人年齢引き下げに際しての啓発実施	若者の消費者被害防止のため、YouTube等を活用した周知を実施
同和問題	インターネットにおける部落差別への対応	市町村と連携しながら、モニタリング及び法務局への削除要請の実施
新型コロナウイルス感染症	差別の解消に向けて、継続した啓発実施	改定した基本指針（R3.6）に基づき適切な情報の公表、正しい知識の普及等の教育啓発の取組を実施
性的指向・性自認を理由とする偏見や差別	教職員に対する研修の実施	性の多様な在り方等の理解に向け、教職員の階層別研修や県民向けの啓発、企業講演会を実施

4 令和4年度の重点項目

○ 重点項目の設定方針

- (1) 当該年度に特に啓発を行うような事情や法改正等で特に変化のある分野
- (2) (1) を踏まえ、人権啓発室が重点的に啓発を行う分野

○ 重点項目

- (1) 同和問題（部落差別）に関する取組
- (2) 障害者の差別解消の推進等に関する取組
- (3) 北朝鮮による拉致問題の理解促進に関する取組
- (4) 新潟水俣病の教訓を生かす取組
- (5) 新型コロナウイルス感染症に係る差別・偏見、誹謗中傷等に関する取組